

世田谷区告示第639号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年9月8日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 指定変更番号 | 第2974号 |
| 2 | 指定変更年月日 | 令和8年9月7日 |
| 3 | 指定変更の位置 | 世田谷区桜一丁目703番12の一部、703番14の一部 |
| 4 | 道路の幅員 | 4.00メートル |
| 5 | 道路の延長 | 2.59メートル |
| 6 | 申請者氏名 | 江口 誠亮 |

指定変更第2974号

世田谷区桜一丁目703番12の一部、703番14の一部

幅員 4.00 メートル

延長 2.59 メートル

自動車転回広場 —

指定変更した部分

